

# パソコン機器等賃貸借 仕様書

令和4年9月

久留米市 都市建設部 路政課

## 1. 概要

### ① 納入時期

契約締結後、20日以内に設置（動作可能な状態）のこと。

### ② 機器構成・台数

サーバーパソコン	1台
デスクトップパソコン	4台
大型プリンタ	1台
大型スキャナ	1台
プリンタ	1台
ネットワーク機器等	一式

### ③ 契約方法・期間

契約期間は令和4年10月1日から5年間の賃貸借契約とする。

ただし、次年度以降において当市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、当市はこの契約を解除することができる。

### ④ 賃借料の支払

代金の支払いは月単位とし、当月分の賃借料金の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

契約期間に1月未満の端数がある場合は、賃借料月額に基づき日割り計算とする。

消費税及び地方消費税については外税方式で対応し、合計金額に法定所定の税率を乗じた金額（円未満は切り捨て）とする。

なお、売主指定のリース会社を介して賃貸借契約をする場合は、当市、リース会社及び売主との3者契約形態をとることが出来るものとする。

### ⑤ 機器の搬入・調整

貴社の責任において、当市の指定する場所へ搬入し、オプション等を取り付けた上で機器の動作環境の確認をし、完了するものとする。また、契約終了後の搬出費用についても貴社の負担とする。

### ⑥ ハードウェア保守契約

パソコン・プリンタ等の全ての機器（マウス含む）が常に良好なる状態で使用できるように、原則として次のとおりハードウェアの保守を行うこと。

- ・故障した場合の部品代・交換手数料・出張費等、及び修理のための搬入、搬出費等も全て貴社の負担で行うものとする。
- ・故障した場合は、要請により社員または指定した保守サービス会社の従業員を速やかに派遣すること。
- ・保守の実施については、原則として貴社の営業時間に行うものとするが、やむを得ない事

情により営業時間外に保守を行ってもらう場合がある。

- ・各機器やLAN上のトラブルが多発し、業務に重大な支障が出た場合には、契約を解除することがある。

⑦ 提出書類

提出書類は、「入札書」及び「納入機器一覧表」とする。

代表者以外の方が入札する場合は、更に「委任状」が必要。

- ・「入札書」における金額は、すべての経費（ハード、ソフト、設置・調整費、インストール費、ハードウェア保守契約費など）を含めた上で、当市が支払うべき1か月の月払賃借料金（消費税及び地方消費税抜き）とする。
- ・「納入機器一覧表」への金額の記載は必要ない。

⑧ 暴力団排除に関する事項

受託者は、契約の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団からの不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所管の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所管の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、すみやかに委託者と工程に関する協議を行なうこと。

⑨ その他

機器の搬入・搬出及び保守の際に知り得た業務上の秘密は、絶対に第三者に漏洩しないこと。